平成２５年（再イ）第１４号

香川県木田郡三木町池戸1725番地

再生債務者　佃　　克己

1　決議に付する再生計画案　平成25年10月11日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年11月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年11月28日まで

平成25年10月31日

高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（再イ）第７号

鹿児島県鹿屋市串良町上小原3282番地５

再生債務者　鶴田　浩二

1　決議に付する再生計画案　平成25年10月23日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月４日まで

平成25年11月６日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第９４７号

大阪市西区南堀江４丁目25番34―801号、認可決定時の住所大阪市西区千代崎３丁目１番48―1104号

再生債務者　佐古伸太郎

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年６月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年11月５日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１１４号

神奈川県大和市下和田49番地４

再生債務者　横沢　真琴

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成25年11月６日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第５号

奈良県生駒市小明町1024番地１

再生債務者　北田　隆美

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成25年11月６日　　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号

兵庫県川西市平野２丁目７番10―303号

再生債務者　下村　行佳

1　決定年月日時　平成25年11月１日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年11月22日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月６日から平成25年12月13日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再ロ）第１号

三重県津市久居小野辺町2022番地３

再生債務者　山口　和也

1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年12月４日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月11日から平成25年12月25日まで

津地方裁判所再生係

平成２５年（再ロ）第２号

島根県安来市飯島町264番地１

再生債務者　加藤　敏晴

1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年12月４日まで

4　一般異議申述期間　平成25年12月11日から平成25年12月25日まで

松江地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第６号

埼玉県本庄市駅南１丁目１番18号　ラディアス本庄ビューテラス902号

再生債務者　新井　　稔

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月19日まで

平成25年11月５日

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（再ロ）第３号

山形県天童市南小畑４丁目３番30号

再生債務者　川口　孝次

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月27日まで

平成25年11月６日　　山形地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１号

静岡県島田市野田1052番地の２

再生債務者　藤ヶ谷健志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月27日まで

平成25年11月６日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第２号

静岡県島田市野田1052番地の２

再生債務者　藤ヶ谷良美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月７日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年11月27日まで

平成25年11月６日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再ロ）第７号

京都市山科区大塚丹田９番地31

再生債務者　笠井　吉幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年９月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年12月９日まで

平成25年11月６日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

茨城県取手市紫水１丁目３番地11

再生債務者　倉持　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年11月６日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第４６号

和歌山市西高松１丁目12番26号

再生債務者　川口　洋二

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年９月２日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年11月６日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

吸収合併公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有し行っていますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月二十五日

掲載貸借　一二三頁（号外第六十号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十月十日

掲載貸借　六十三頁（号外第二二二号）

平成二十五年十一月十四日

東京都中央区日本橋三丁目一一番二号

（甲）株式会社アクティオ

代表取締役　小沼　光雄

東京都八王子市石川町二九七一番地

（乙）株式会社エニックス

代表取締役　菊池　正敏